

木材に関する留意事項

- ◆使用木材とは …… 建築する住宅に使用する全ての木材（構造材、下地材、造作材）
縁側やウッドデッキは対象となるが、外構やテーブルなどの非固定式
ものは対象外
- ◆合法木材とは …… 違法伐採でないことが、森林・林業・木材関係団体による制度により証明
された木材
- ◆県産出材とは …… 県内の森林から産出された木材であることが、森林・林業・木材関係団体
による制度により証明されたもの

補助金交付の申請から補助金を受け取るまでの流れ

: 申請者の手続き : 県等の手続き

申請者（建築主の方）は、
工事請負契約締結・建築確認後、
工事着手日前（※）までに、補助金交付申請書
を栃木県木材業協同組合連合会（以下「木協連」）
に提出してください。

令和4（2022）年6月1日から8月31日
までに工事着手するものが対象です。

※交付決定日（7月29日）より前に着手する場合は、
誓約書（交付要領別記様式3号）の【交付決定前着手
に係る事項】にチェックを入れてください。

■申請書類

- ・補助金交付申請書
- ・案内図、配置図、各階平面図：A3版に縮小コピー
（建築確認申請に提出したもの）
- ・建築確認済証の写し
- ・工事請負契約書の写し
- ・県税事務所の全税目の納税証明書
- ・市町の個人住民税の納税証明書
- ・債権者登録申出書 ※口座情報は誤りのないようご注意ください
（以下は必要に応じて）
- ・令和元年東日本台風罹災証明書（市町が発行する）

県木協連が確認、栃木県（林業木材産業課）が
審査し、採択（交付決定）日以降に申請者あて
交付決定通知書を郵送します。

※採択は、県産出材使用量の多い順に採択しますが、
優先採択要件に該当する場合は、県産出材使用量
に関わらず、優先的に採択いたします。
（詳細は、表面もしくは、県HPをご覧ください）

事業が完了後、すみやかに実績報告書を
栃木県（林業木材産業課）に提出してください。
提出期限：令和5（2023）年3月10日（金）

※事業実績の変更による増額は行いません。

■実績報告書類

- ・実績報告書
- ・県産出材証明書、合法木材証明書
- ・写真（県産出材を使用した主な場所・全景）

県木協連が確認、栃木県（林業木材産業課）が検査し、**検査結果の通知**を申請者あて郵送します。

検査結果通知に同封した**補助金請求書**を提出してください。

補助金を口座に振り込みます！